

功労会員選出細則

(平成19年6月22日制定、平成22年11月1日改定)

(目的)

第1条 本細則は、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の定款第6条第3号に基づき、功労会員選出に関して必要な事項を定める。

(功労会員の条件)

第2条 功労会員は、原則として60歳以上の者で、次に掲げる基準の何れかに該当する者とする。

- (1) 本法人の発展に著しく寄与した者
- (2) 本会の各種委員会委員等を経験し、かつ代議員を10年以上委嘱された者

(功労会員の推薦)

第3条 代議員は、所定の様式により、功労会員を推薦することができる。

2. 所定の様式は、次のとおりとする。

- (1) 推薦書
- (2) 被推薦者の署名入り履歴書
- (3) その他、理事長が必要と認める書類

(功労会員の承認)

第4条 理事長は、毎年12月末日までに功労会員の推薦を受け付けるものとする。

2. 理事長は、被推薦者の承認を理事会で受ける。

(功労会員の恩典)

第5条 功労会員には、次の恩典が与えられる。

- (1) 総会における称号の授与
- (2) 会費が免除される恩典

(死後の授与)

第6条 死後の授与については、理事長が理事会に諮り決定する。

(功労会員の英文標示)

第7条 功労会員の英文標示は、Distinguished Service Member of Japanese Society for Palliative Medicine とする。

(細則の変更)

第8条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。